

## 市営住宅集会所使用要領

(目的)

第1条 市営住宅集会所又は集会室(以下「集会所」という。)は市営住宅に入居するものの福利厚生共同施設として提供することにより、入居者相互の親睦と円滑な共同生活が図ることを目的とする。

(集会所の管理)

第2条 集会所の管理は当該用地を管理する浜松市長(以下「市長」という。)が団地自治会の長又は各棟の管理人の中から適任者を選考し、その業務を覚書(第1号様式)により委託するものとし、この業務委託者を集会所管理人という。

(使用制限)

第3条 市営住宅の入居者及び周辺住民は、次の各号の一に該当するときは使用することができない。ただし市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(1) 団地の共同生活及び周辺住民の生活の秩序を乱すおそれがあると認められたとき。

(2) 営利を目的として利用するおそれのあるとき。

(3) 特定の政治活動、宗教活動又は選挙運動を目的として利用するおそれのあるとき。

(4) 集会所の使用がこの要領の目的に反するおそれのあるとき。

(使用手続等)

第4条 集会所を使用しようとする者は、使用責任者を定め事前に集会所管理人に届け出なければならない。

2 集会所管理人は集会所使用簿(第2号様式)を整理保管しなければならない。

(使用者の注意)

第5条 集会所を使用する者は、次の各号を厳守しなければならない。

(1) 保安上又は衛生上有害若しくは危険なものを持ち込まないこと。

(2) 火災等の事故発生防止のため、火気を使用する器具の使用に際し、必要な注意を払うこと。

(3) 備品、器具、その他の物品を滅失し破損しないこと。

(4) 集会所の近隣者に迷惑をかける行為をしないこと。

(5) 使用後は次のことを行うこと。

ア 清掃整頓を行うこと。

イ 集会所使用簿の確認事項により火気、電気設備等の安全確認を行った後、施錠を行い、鍵を集会所管理人に返還すること。

(使用時間)

第6条 集会所の使用時間は、原則午前9時から午後9時までの時間とし終了時間は厳守すること。

(費用負担)

第7条 集会所の管理運営にかかる費用は集会所管理人が属する自治会等の負担とする。

(使用料)

第8条 原則として無料とする。ただし、自治会又は団地住民は集会所の管理運営にかかる費用相当額の範囲内において、使用者から徴収できるものとする。

(補修費の負担区分)

第9条 集会所の修繕等にかかる費用は、使用者の責にかかるものについては使用者、それ以外のものについては市の負担とする。

(使用の取り消し)

第10条 この要領に違反した場合は、使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、必要に応じ双方の協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成元年4月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成9年7月1日より施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日より施行する。

# 覚 書

- 1 平成 年度建設 団地集会所（以下「集会所」という。）は、市営住宅 団地の入居者及び周辺住民の共同の場として相互の親睦、福利厚生及び教養等の向上を図るため利用するものとする。
- 2 集会所の管理運営は、 町 自治会（以下「自治会」という。）が行なうものとする。
- 3 集会所は、次の各号の一に該当するときは、使用することができない。
  - (1) 団地生活及び周辺地域住民の秩序を乱すおそれのあるとき
  - (2) 政治的又は宗教的な活動を目的として利用するおそれのあるとき
  - (3) 営利を図る目的で利用するおそれのあるとき
  - (4) 集会所の設置目的に反するおそれのあるとき
  - (5) その他自治会で不適當と認められるとき
- 4 使用者は、集会所の使用終了後、火気、戸締まり等の点検を行い適正な使用と管理を図ること。
- 5 集会所の使用時間は、原則として午前9時から午後9時までとする。ただし、特別の事情があるときは、自治会の承認を得て、これを変更することができる。
- 6 集会所の管理運営費は、自治会の負担とする。
- 7 集会所の使用料は、原則として無料とする。ただし、集会所の管理費相当額の範囲内の金額について、自治会が集会所使用要領等を定めて使用者から徴収することができる。
- 8 この覚書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議のうえ、決定するものとする。

集会所の管理運営について、当分の間上記により実施するものとし、覚書として取り交わしする。

平成 年 月 日

浜松市元城町 103 番地の 2  
浜松市長

印

浜松市 町 番地  
町 自治会長

印

第2号様式(第3条関係)

集会所使用簿

月分

時間 日	時～時		時～時		時～時	
	使用者氏名	住宅番号	使用者氏名	住宅番号	使用者氏名	住宅番号
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						

2 7						
2 8						
2 9						
3 0						
3 1						